

第一章 わが国の森林・林業の歴史と教育

山に生きた木曾の人々は「木曾式伐木運材法」と呼ばれる、独特の林業技術を発達させてきた。これは、一〇〇年以上も前、遠くドイツにまで知られた。杣（樵）は、木を伐る前に斧のミネで、伐る予定の木をたたき、鳥やリスなどが飛び出てくるようだと、その日はその木を伐らなかつたという。彼らの優しい心である。

（写真）元伐之図

木曾式伐木運材図会（中部森林管理局蔵）



はじめに

人類のやむことなく続く森林の破壊に、十八世紀ドイツ領邦国家の人々が、組織的、科学的な再生に取り組み始めたことは前章で述べた。さてドイツ国よりも建築物をはじめ生活用品全般にわたり木材需要の高いわが国は、森林とどのようなかわりを持つてきたのであろうか。

太古の日本人は森に住み、森から直接食料を得る「森の民」であった。急峻な地形と夏の季節風による多雨を特徴とする日本列島は、国土の七割以上を覆う森林によって守られている。また、樹々の貯えた豊かな水は「緑のダム」として人々の生活を潤し、稲作農業を可能にした。「森」こそ日本人の故郷であり文化の源泉である、といっても過言ではない。

そして自然の中に神性を見いだし、山や森に神々が住み里山の巨樹に神が宿るといふ信仰は、縄文時代以来の日本人の自然観をよく表している。四季折々の自然の美しさや厳しさ、そしてその森林や大地からの恵みの大きさが、日本人の自然に対する祈りの心を育んできた。その祈りの心が、人と自然を見事に共生させ、繊細な美意識や技術を育んできたのである。

このような中で、わが国は独自の林業及び木の文化を発達させてきた。特に戦国時代以降、木材消費が急激に増大する中、木曾はヒノキの産地として注目され、木曾式伐木運材法などの技術を発達させてきた。そして江戸時代、木材資源枯渇の危機

には、「木一本首一つ」の厳しい制限が加えられる一方、尾張藩・秋田藩など、全国の各藩において、組織的な植林が行われ、森林の再生・保続が図られ始めていた。

明治、新しい時代の近代林業は、山林の境界及び所有者の確定から始まった。これは従来の慣行的入会権を否定するものであったので、採草地などに使っていた林野の境界を巡って農民との紛争が全国各地で起こった。

わが木曾郡も同様で強い反対闘争が行われたが、大部分の山林が世伝御料地に編入されてしまった。

一方、松野礪^{はさま}によってもたらされた近代ドイツ林学・林業は、国家の重要な産業として位置づけられ、殖産興業の対象として官林（国有林）、御料林において実践され始めた。

さらに松野の尽力により明治十五年十二月わが国初の林学・林業を専門とする高等教育機関「東京山林学校」が開校した。

こうした動きの中、山から締め出された木曾郡の人々は、学稼づくりに希望を託した。それが明治三四年開校した、我らが木曾山林学校である。

その背景には遠く代官山村蘇門を代表とする山村家の学問の風、そこで生まれた学問所即ち菁莪館^{せいゑかん}があり、その学頭を務めた武居敬齋^{けいさい}・用拙父子^{もちせう}の実学の風があった。これらは深く木曾の人々の心に根をおろし、こんこんと湧き出る泉のごとく、母校創設のエネルギーとなつていったのである。

本章では、これらの経過を概観してみたい。

第一節 わが国の森林・林業

一、森への強い思い

1、植林の歴史と木の文化

イギリスのジャック・ウェストビーは、その著『森と人間の歴史』の中で、わが国のことを「日本は、おそらく植林の歴史でもっとも長く連続する伝統をもった国と言えるであろう。この国を訪れた人は、だれでもここに特段の『木の文化』があることを知っている」（熊崎実訳）と紹介した。

現在でも国土の三分の二が森林に覆われ、現存する中では、世界最古の木造建造物「法隆寺」や最大の「東大寺大仏殿」（いづれも世界文化遺産）を確かに見ることができる。

さらに漆器、建具、木彫、ろくろ細工、櫛などきめ細かな木工品は、木曾をはじめ全国各地で伝統産業として、今でも息づいている。

出雲神話にみる森林と木の文化

こうした木の文化の背景にある森林に対して、私たちの祖先は、どのような思いを抱いたであろうか。

そのことを古く出雲神話の中の、かの有名なヤマタノオロチ

退治の話が、実によく物語ってくれる。

『日本書紀』は、ヤマタノオロチが村々を襲う様子を「松柏背上に生ひて八丘八谷ややおやの間にはひわたれり」と描写した。これは、まさに大蛇に見立てられた土石流のさまを物語るものではないか、と言われるゆえんである。今でも、南木曾町では、その災害を文字通り「蛇抜け」といって恐れられている。

一方、この大蛇を退治したスサノオノミコトは、鬚を抜いて放つとスギが生え、胸毛を播くとヒノキになり、尻の毛はマキになり、眉毛はクスになって生えたという。そしてそれぞれの木の性質、特徴を教えて、スギやクスは船に、ヒノキは宮殿に、マキは棺桶にせよ、といったという。

さらに彼の子イタケルノミコトは、天下る時たくさん樹種を地上にもたらし、この日本列島に植えたので緑の島になったという。

ヤマタノオロチに擬せられた土石流を退治したスサノオノミコトは、一方で植林や木の使い方にまで関わっていたことは、興味深い神話である。同じ英雄神話であるが、前述ギルガメシュの森の神フンババと戦う話と比べ、大きな違いを見せている。

わが国古代の人々は、こうして森林の重要性とその活用方法を見事に子孫に伝えたのである。

山を治めるものは国を治める

こうした神話によらずとも、わが国は急傾斜地が多く、災害が多いので、早くから森林の持つ重要性を人々は感じてきたのである。その結果「山を治めるものは国を治める」とまで言われてきたのである。

私たちの祖先は、こうした山々を神々のいるところ、あるいは神そのものとして畏敬の念をもって祭ってきた。我らが母校を見下ろす霊峰御嶽しかりである。

山林の荒廃と組織的な植林の開始

しかしながら、戦国時代から江戸時代前半にかけて山々の樹木が次々と伐採されていった。その荒廃の中からわが国でも、十八世紀には、組織的な植林が始められていた。また一六九七年、宮崎安貞の『農業全書』が出された。これは巻一「農業総論」において「山林の総論」が、巻七「四木之類」ではチャ、コウゾ、ウルシ、クワが、巻九「諸木之類」では有用な樹種としてスギ、マツ、ヒノキなどが書かれている。安貞のこの書はいわば、わが国で初めての林業に関する技術書といえるものであった。

アメリカのコンラッド・タットマンは「少なくともドイツと同じくらい早い時期に日本で独自の育成林業が実践されていた」(注1)と指摘する通りである。

これは、十九世紀後半に、近代ドイツ林学・林業が伝えられ

る前に、わが国にもその共通基盤の重要な部分ができあがっていたと言えよう。

(注1)「日本人はどのように森を作ってきたのか」(熊崎実訳・築地書館)

二、幕藩体制下の森林・林業政策

わが国の森林は、古くから農民の入会利用が続けられ、農民の生活資材や農業資材の採取が行われてきた。そして、貴族や武家などの住宅のための木材生産も時代が進むにつれて盛んになってきた。

幕藩体制と森林

統一政権としての江戸幕府を頂点とし、そのもとで諸藩の支配体制が整う十七世紀半ばに、幕藩体制が確立した。

この当時の森林は藩有・村持・個人持に一応区分はされるがあくまでも形式的なものである。今日の近代的な所有形態が確立されるのは明治に入ってからで地租改正まで待たなければならぬ。

幕藩体制を支えたものは農民に課せられた年貢であり、農業生産の基礎として森林はきわめて重要な役割を果たしていた。農地周辺の森林は、落葉や草等の供給によってその農地の地力を養い牛馬を育てた。一方燃料材や建築材の供給によって農民の生活を維持していたのである。このような森林は村山・村持

山林などと呼ばれた。

この時代は森林の個人所有は原則的には認められていなかったが百姓山・百姓持山と呼ばれる実質的な個人所有はわずかながら存在していた。

藩財政と植林

経済が発展し、城下町などの都市の形成が進んでくると、貨幣の普及とともに交換経済が広く行われ、木材の商品化が進み、尾張藩や秋田藩などでは森林が藩の財政を潤すようになってきた。そのため、各藩では財政の維持拡大と生産の保続をねらって、一六〇〇年代から一七〇〇年代にかけて、盛んに藩の山（藩有林）に植林を行うようになってきた。

植林方法としては、農民等領民に年貢の一種として義務付ける公役造林、過怠の償いとしての科代造林、領主に対する報恩のしるしとしての献上造林等が行われた。

この時代に見られる特筆すべき育林的利用として部分林がある。これは主に藩有林に農民が植林をして、成林後収穫物または収益を、両者があらかじめ定めた歩合で分取するものであり、かなり全国的に行われていた。

森林の減少とその保全

一方、人口が増え、住居や社寺の造営等によって森林が減少するにつれて水不足や水害が多く発生していった。そこでその

予防には森林の保全が必要と体験的に考えられた。全国各地に水林や田山などの名前で御留山が指定され、また山崩れなどの大量の土砂が流れるのを防ぐため、砂除山、土砂止め山などの名前の御留山も指定された。

このような考え方は明治三〇年の保安林制度の創設につながり、これらの御留山は水源涵養保安林や土砂流出・崩壊防備保安林となった。

この幕藩体制では領主権が藩ごとに確立していたので、藩によって具体的な施策は異なっているものの、各藩においては森林資源の確保には相当の政策的配慮がなされていた。

三、木曾谷林業の歴史と発展

1、豊富な森林の支配と山村氏

広大で豊富な木曾の森林に注目したのは豊臣秀吉であった。天正十八年（一五九〇）、天下統一を成し遂げた秀吉は、木曾谷を自らの直轄領として、木曾川に近い森林を伐採し築城や船などの建造に使い、年間木材生産量は平均五万立方メートルにも及んだ。

徳川家康は慶長五年（一六〇〇）に関ヶ原の戦いで勝利をおさめると、ただちに木曾を直轄領にした。当時の木曾の森林はヒノキを中心に鬱蒼とした原生林が広がり、直径六〇から一五

○センチぐらいの大径木が生育していたとされ、わが国で最もすぐれた森林であったといえる。木曾氏の家臣で、木曾で支配力をもっている山村良候（たかとむ）を木曾代官として領地支配と木材生産に当たらせることにした。山村氏は木曾代官として明治維新まで一三代二七〇年余にわたってその職責を果たした。

2、木材の大量消費と木曾式伐木運材法の確立

家康は江戸城の建築をはじめ、城下町の整備など新都市建設を図るため大量の木材が必要であった。家康は木材の大量生産をはかるため、林業先進地域より仙（さま）（伐採夫）や日用（ひょうり）（材の流速（いかだ））の要員の確保をはかり、河川改修をおこなって、木曾谷のヒノキ材を次々に伐採して木曾川を流送した。家康は一五年間



写1-1 木留と棧手



写1-2 丹羽棧手とソロバン棧手

領有した後、元和元年（一六一五）に徳川御三家の尾張藩に引き継いだ。その後、百年あまりの間、大量伐採は木曾谷全域におよび、年間平均伐採量は三〇万立方メートルに達し奥地林にまで伐採が入るようになった。この不便な奥地から効率良く運材させるために、英知を結集して「修羅（しゅら）」・「棧手（さきで）」そして「小谷狩り」の技術が誕生したのである。いわゆる「木曾式伐木運材法」が確立されたのはこの頃である。

3、森林資源枯渇の危機と厳しい保護政策

当時、目通り（地上約一・五メートル）の直径尺上（しゃなま）（三三センチ）以上の形質の良い木を抜き伐りしていった。しかし伐採率八〇パーセントにも及び、この過剰伐採で木曾ヒノキ林の

図1-1 木曾の留山・巢山一覧表 享保9年(1724)当時 『木曾谷の歴史』(平田利夫編著)

村名	留山	巢山
なら井	味噌川山、笹川山	ぬるで山、櫛沢
奈川		小峰山
小木曾		池ノ沢、尾頭沢、押出沢
宮ノ越	池浦	池浦山、野上山
原野	鶴山	葉瀬ヶ沢山
岩郷	鶴山	
福島	大原山、宇山越路	幸沢山、高尾山、道貫山
黒川	山	大原山、細ノ山、糖ノ根山、見積山
末野		湯川山、唐松山
西野		辰巳ヶ尾、焼枯、
上田	瀬戸川、鹹川、伝	鈴ヶ尾、鈴ヶ沢、合巢、曲尾、大樋
王滝	上	瀬、小樋瀬、柚小屋、三浦
小松	小川入南山、小川	打越、こもり沢、じやこう沢、日
上原	入北山	用沢、三沢山、穴組沢、太郎沢、水
須原		沢、炭ノ木、十三王、小中尾、梨尾
長野	阿寺、長通、大賊	北沢、櫛ヶ沢、鈴沢
野尻		
柿野		
三留野		尾羽捨、岩倉、神戸沢、寺地沢
与川		
妻籠	城山、水上、木屋	袖まくり、荒道、南沢、鍋割
山口	場沢、丸山	
田立	賤母	粟沢、塚野
湯舟沢	湯舟沢山	中山、姥泣、大奈幾、御坂
計	二十一ヶ所	六十四ヶ所、山数五十七

○明山はつぎの三種があった

- 1 あずかり山 (水害の原因となる山に植林せしめ、その保管を庄屋に命じた山) 3,625ヶ所
 - 1 五貫文山 (旧木曾家遺臣の所領で一貫匁は千坪=約3,300㎡といわれている) 422ヶ所
 - 1 民有林山 611ヶ所
- この明山(あきやま)でもひのき等の五木は伐採禁止、くり、まつは伐用停止を受けたものである。

大半は失われ、森林資源枯渇の危機感を生み出した。そのため、尾張藩は寛文五年(一六六五)から森林保護のために、上松に材木役所を置き、鷹狩りのタカを守る名目で民衆

の立ち入りを禁止する「巢山^{すやま}」、禁伐を目的とする「留山^{とめやま}」の保護林を設けて、以後徐々にその面積を拡大していった。従来から住民の立ち入り自由であった「明山^{あきやま}」にも宝永五年(一七〇八)にヒノキ・サワラ・アスナロ・コウヤマキを停止木にして伐採を禁止した。その後ネズコを加えて、いわゆる木曾五木を禁伐にして本格的な森林保護体制をつくったのである。また、木曾から他領に通じる道がある北部の平沢と南部の落合には「白木番所」を設けて常に監視をし、盗伐や伐採違反に対しては厳罰を下した。まさに「木一本首一つ」といわれた厳しい保護政策であった。

しかし、木曾山の大部分を占める明山では、明治時代の官林や御料林のように従来の入会慣行を全面否定するものではなかった。採草地や製炭材などの確保、停止木以外の伐採は認めするなど、山を守る住民の生活を配慮したものであったので、実際に厳罰に処せられた者は少なかったといわれる。こうした政策の下、伐採跡地は天然更新が順調に行なわれ、いわゆる木曾の美林が再生した。

四、明治政府の森林・林業政策

1、山林の官民有区分

わが国は明治維新によって近代国家への道を歩み始めた。明

治の森林・林業政策は明治二年（一八六九）の版籍奉還によって諸藩所領の森林を官林に編入したことに始まり、同五年の「土地永代売買の禁制」の解除などによって、土地の利用や売買処分および伐採が自由となった。同六年には、「土地の官民有区分」が実施され、すべての土地は官有か民有かの区分が行われた。

農地についてはすでに区分がはっきりしていたため、具体的対象となったのは山林原野であった。林野は所有意識が十分成熟していなかったため、さまざまな問題を含みながら、収奪に近い方法で農民の土地を官林に編入したのである。この大事業は同一四年から同一五年で一応終了となった。

2、大小林区署官制の制定

このようにして官林の基礎が作られると、政府は官林の管理機構の整備を行い、明治十九年に「大小林区署官制」を制定し、官林の経営に乗り出したのである。政府はその後も官林境界整備の立場から官民有区分を行っていったが、遠地で広い面積の森林では思うように進まず、一方官林はその所在の不規則、小団地の散在、民有林との境界の錯綜など国家財政の基礎として森林経営に取り組んでいくにはふさわしくなかった。

そこで二三年から全国的に森林調査を行い、将来国有林として残す「要存置林」と民間に売却する「不要存置林」に区分し、

施業案編成の基礎資料とした。

3、官地の下げ戻し運動

二十年代の後半になると官林に対する取締りが次第に厳しくなり、それまでのような農民の自由な利用が難しくなってきた。そこで官民有区分に対する批判の高まりや、官地の下げ戻し運動が盛んになるとともに、官地の下げ戻しおよびその利用に関する法律の制定を望む声が高まってきた。

4、森林立法制定

一方、このころから私有林の経営が展開をはじめ、林業家あるいは大山林所有者から、森林の管理（盗伐・火災の防止）について立法を望む意見があり、また政府は全国の森林に監督の網をかぶせようと意図していたので、農民・林業家および政府の三者それぞれ目的は違うが、森林立法制定の意図だけは一致したので森林法の立案にとりかかった。

明治三十年には森林法が制定された。これは保安林制度を中心とする公益の確保を目指すものであり、保安林・森林警察および犯罪に関する規定に重点が置かれたものであった。

5、国の本格的な森林経営

明治三十二年帝国議会の開催を機に御料林がつけられた。さらに三十年代になって、政府は森林法制定をきっかけに、官林を国有林の名称に変え、明治三十二年から「国有林野特別経営事業」をつくり、本格的に森林経営に乗りだした。

これは森林資金特別会計をつくり、先に調査した不要存置林を漸次売り払って、その収入を森林資金とし、要存置林の測量、施業案の編成、造林、森林買い上げなどの費用に充当するといふものであった。この事業で国有林野に三十万町歩が造林され、最盛期には年間三万町歩を超え、一団地数百町歩から千町歩以上に及ぶものがあつた。

このたくましい実行力は、明治末期から大正初期頃の民間の造林熱を誘発させた。この造林地が第二次世界大戦後の木材不足を潤し、国有林の収益増加に貢献したと見られる。要存置林は経営適地とされたため国有林野における地元民の入会利用はいっそう厳しいものとなった。

四十年代になると木材の需要は激増し、森林の育成強化・合理的施業を期待するという考え方に立つて森林法の改正が行われた。

五、官民有林区区分及び御料林問題

1、山と共に生きた木曾の人々の入会権

木曾谷の九五パーセントが山林であるが、その山林を支配した尾張藩は、その約一〇パーセントを巢山・留山として禁伐林にして住民の立入りを厳禁した。残りの約九〇パーセントを占める明山においては、ヒノキ、サワラ、ネズコ、コウヤマキ、アスナロ、ケヤキの停止木を指定し、その伐採を厳禁した。ここの伐採は背切りそむきと呼ばれ重い罰がかせられた。

しかし、大部分を占める明山においては、停止木以外の樹木の伐採は、木曾谷住民に認められるものであつたし、そこを拠り所に江戸時代の木曾谷住民の生活が成り立っていた。

2、官林編入・入会禁止と抵抗運動

明治維新にともないその制度は大きく変わった。すなわち明治政府は、明治二年（一八六九）版籍奉還を受け、旧幕府、旧藩所有の山林を官林とした。その際、藩有か民有か不明確であつた木曾の明山は旧藩有とみなされて官林に編入されてしまった。しかも、その官林への入り込みも一切禁止されてしまった。

これは山林に依拠して暮らしていた木曾谷住民の生活を大き

く脅かすものであった。

そこで明治五年、木曾谷三三カ村では総代をあげて、明山における従来の入会慣行の継続、停止木の廃止を筑摩県に訴えた。その運動の先頭にたったのが島崎藤村の父、島崎正樹（『夜明け前』主人公青山半蔵のモデル）である。その後、正樹はこの件を契機に馬籠村戸長の職を解任されてしまった。しかし、同十三年の木曾二一カ村の総代を中心に官民有区分再調査を懇願するなど、その運動は収まることなく、粘り強く郡民に引き継がれていった。

3、地租改正と山林所有者の確定

一方明治政府は、明治六年（一八七三）の一地主所有者を原則にした地租改正条例、それに引き続く地所名称改正法を定め、官有地と民有地に区分したが、民有地にするためには、その確証を求めた。そのため全国的に多くの入会林野が、その確証が得られないために、官林に編入されてしまった。その結果、西筑摩郡（現木曾郡と奈川村）の場合、全郡面積約四十万町歩の内、三五万町歩が官有地、四万六千七百町余歩が民有地となった。

三二年、国有土地森林原野下戻法によって修正され、一部下戻しされた地域もあったが、木曾郡の官林は、後述するように戻されることはなかった。

4、官林における近代林業開始と入会権の徹底排除

また明治政府は明治九年ころから、国所有となった官林において収益をあげるために、ドイツに倣い、林野の測量、それに続き施業案編成作業を強力に進めた。そしてここでは法正林造成を試み用材の保続生産のため、できるだけ住民の入会権を排除しようとしていた。

十九年、大小林区署官制を公布し、その体制を整え、積極的に官林（国有林）経営に乗り出した。後、本校の卒業生の多くが、この方面に就職し大いに活躍することになるのであるが、この時入会権を奪われた木曾郡の住民にとっては、まさに死活問題であった。

5、御料林編入と反対運動

①官林の御料林編入

さらに明治十八年、宮内省に皇室財産を管理する御料局が設置された。そして二二年、長野、神奈川、静岡、岐阜、愛知各県所在の官林を御料林に編入し、皇室財産とした。

特に木曾の官林三四万八六〇〇町歩（実面積約十萬町歩）が御料林に編入された。

県内の御料林は次の通りで、その主力が本郡であることが分

かる。

西筑摩郡（木曾）	三四万八六〇〇町歩
諏訪郡	二万三五〇〇〃
上伊那郡	五万九〇〇〇〃
下伊那郡	四万三五〇〇〃
（合計）	四七万四六〇〇町歩

〔長野県統計書〕

西筑摩郡は、県内御料林の七三パーセントを占めるに至った。この御料林編入に際して、前年二年四月には、官林に隣接する民有山林（公有地）をも御料地に編入する旨を、宮内省及び長野県から通達された。

② 御料林編入反対闘争

これに対して翌五月には各村より総代をあげて「西筑摩郡山林事件委員会」を組織し、編入を拒否した。しかし当局はこれを無視して明治二二年、本郡の御料林が確定した。ついで翌二三年には、異議申し立てすら許されない特別の御料林である、世伝御料林に編入された。

こうした中で、編入最終段階の木曾山林境界査定も進み、三十年十二月、各区町村にその旨が伝達された。それに対して査定立会拒否、御料林の民有下戻し請願運動が、十六カ町村長を中心に行われた。翌年三月には、査定立会拒否の陳情を県知事

に提出している。さらに各町村も活発な反対運動を展開した。そのような強硬な郡民の抵抗の中、各町村長は連署をもって知事に宮内省への交渉を請願した。知事も事態の重大性について宮内大臣に具申書を提出したが、三二年八月、宮内省から却下され、郡民の声はついに聞かれることなく御料林に編入されてしまった。

③ 哀願合法闘争と御下賜金

こうした事態を受け、同三三年二月の町村長集会では、方針転換し、五十万円以上の御下賜金下付の運動を決めた。

このような状況のもと、まさに本郡の命運定まらぬ大きな不安の中、中等実業学校の設立が西筑摩郡会で議論され、同年設



写1-3 御下賜金の記念碑
(木曾福島郷土館前)

立を決定した。そして翌三四年には、わが国初の林業を専門とする郡立木曾山林学校が開校されたことは、郡民の教育にかけた、並々ならぬ情熱とその賢察を思わずにはいられない。

明治三八年、本校開校五年目の年にして、毎年一万円を二四年間下賜する決定がなされた。以後、御下賜金は町村基金に蓄積され、学校設備の充実、組合の育成、恩賜記念林の造成などに使われていった。

木曾谷を揺るがした御料林事件はこうして収束した。

④ 生きる希望「木曾山林学校」

山を奪われた郡民にとって「木曾山林学校」の創設は、生きる希望を見出だす新たな道であった。それは、単に中等教育・実業教育において地域の子供たちの大きな可能性を引き出すことにとどまらず、林業教育を受けた若者が、積極的に、御料林経営にたずさわるなど、山に入っていったことである。

一方、御料林も結果として本校卒業生はじめ郡民に雇用のお供を提供し、かつ近代林業を学ぶ若者たちの教室になっていったのである。

第二節 夜明けを告げる二つの学校

一、山村蘇門と学校「菁莪館」

1、山村氏の木曾支配

木曾義仲の流れをくむ木曾氏が、再び木曾の地を領有したのは、室町時代である。続く戦国時代には、豊臣秀吉により木曾義昌は、下総国（今の千葉県）に移され、その子の義利の時、徳川家康により改易となり城は没収され木曾氏は滅んでいった。残された家臣団の筆頭山村氏は、関ヶ原の合戦に際し、徳川秀忠軍の木曾通行に大きな手柄をたて、慶長五年（一六〇〇）木曾の地の領有を許された。以後、明治維新の前まで、二七〇年近く代官としてこの地を支配した。

2、山村氏と学問尊重の風

山村氏二君に仕える

山村良候たかとくは、家康から木曾代官を命じられた。慶長七年（一六〇二）、二代代官良勝たかつはその後をつぎ、幕府直轄の福島関所番を兼ねた。元和元年（一六一五）には、木曾は、尾張藩に編入され、山村氏は幕府と尾張藩の両方に仕えることになった。

一人の主君に忠義を尽くすことが、武士のコンセンサスの時代に、山村氏は微妙な立場にたった。

江戸と名古屋の文化が木曾へ

しかし、このことが文化面では大きく役だった。江戸増上寺の南に江戸屋敷を拝領し、名古屋にも藩の重臣として屋敷を拝領したことは、江戸、名古屋の両方の文化を取り入れることに役だった。さらに中山道が江戸と京都を結ぶ主要幹線道路として整備されるに及んで、木曾谷は、信州で一番早く情報を入手できることになった。その模様は、島崎藤村の名作『夜明け前』に詳しい。

3、蘇門と漢文学の隆盛

①第九代山村良由（蘇門）の活躍

こうして木曾の山中ではあったが、文化面も高い水準に達した。特に尾張藩の学問尊重の気風を受け、代々の代官が学問、特に漢文学を好んだ。第六代良景、九代良由（蘇門）、十代良喬、十二代良祺などである。中でも傑出していたと言われるのは、九代の山村良由で、蘇門と号した。

蘇門の向学の精神

山村蘇門は、寛保二年（一七四二）に生まれた。幼少の時から読書を好み、二〇才の時、父に従って江戸へ行き、漢学者の大内熊耳に師事した。さらに二五才の時、京都に出て朱子学を奉じた漢学者の江村北海の門を叩いた。このとき家臣の石作駒石は、伊勢の南宮大湫にやはり漢学を学び、以後、主君の蘇門のよき学問相手となり、お互いに切磋琢磨した。

天明元年（一七八一）山村家の家督を継ぎ、九代の代官として、政治面でも名君ぶりを発揮した。天明七年（一七八七）の飢饉の時は、各村内を回り領民を救い、尾張藩はその功を称賛し、家老にとりたてた。

全国に広がる学問の交遊

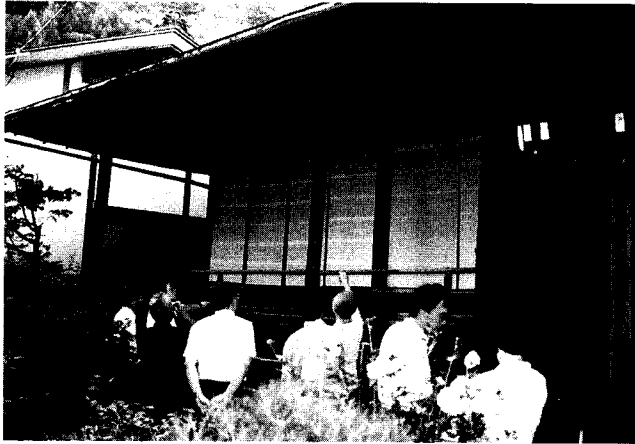
学問の分野でも、南宮大湫をはじめ、尾張の折衷学を奉ずる漢学者の細井平州とも交遊があった。平州の門弟には、名君の誉れの高い、米沢藩の上杉鷹山がいた。米沢藩の神保蘭室、九州秋月藩の原古処らは、蘇門の書齋「清音楼」をたびたび訪ねた人々である。

②木曾谷漢詩文学の黄金時代

一方、家臣には渡辺方壺、石作駒石らがあり、漢学、特に漢詩の創作を通じて、木曾谷に漢詩文学のサロンとその黄金時代

を出現させた。蘇門自身の漢詩集に『清音楼集』五卷、『清音楼遺稿』二卷、『忘形集』一卷などがある。また蘇門のまわりを集まった人々の漢詩集に『樵唱集』がある。

これは蘇門の孫の良祺が編集したものであるが、蘇門の詩をはじめ、山村氏一門、家臣、町人にいたるまで四七人一九九首が収録されている。



写1-4 石作駒石の翠山楼 西方寺の境内にて
(住職日野秀磨元本校教諭。現在は、代官屋敷内に移転し保存されている。)

③木曾谷初の学校 学問所の開設

こうした文運盛んな中で、文政三年（一八二〇）、福島向城下夕町に家臣の古屋敷を修復して学問所を設けた。他藩の藩校に匹敵するもので、木曾谷初の学校が生れたのである。蘇門はそれをすっかり見届け、文政六年（一八二三）に八二才の生涯を終えた。

4、学問所から「菁莪館」へ

①菁莪館の開設

文政三年に生れた学問所は、天保十四年（一八四三）、十二代代官の山村良祺によって菁莪館と命名された。菁莪は、中国の現存最古の詩集『詩経』の中にある言葉からとったもので、人材の育成を楽しむ意味である。

この学校は、朝六時から九時までで、七・八才から十四・五才の子供、五・六十名内外が、毎日集まったという。入学金や授業料は親の任意とし、入学の初め、年始始業の時に、貧富の差に応じて金品を先生に贈ったという。学校の諸費用は山村氏が出した。

② 初代学頭 武居敬齋

この善我館には、学頭（校長）とそれを助ける主事句読師が置かれた。最初の学頭には武居敬齋（端）が命ぜられた。

敬齋は身分の低い家柄であったが、書を読むことが好きだった。しかし、本を読んでいるところを祖母に見つかり、厳しく叱られたこともあったという。

そのような彼を見出だしたのは山村蘇門である。蘇門は、敬齋を草履取りに取り立てて自分の側におき、江戸へ行く時は、彼を伴い、昌平黌（幕府がたてた学校、東京大学の前身）の学者である古賀精里や樺島石梁らについて学ばせた。

彼は嘉永四年（一八五二）病気のため、学頭の職を息子の武居彪（用拙）に譲った。

③ 二代学頭 武居用拙と実学の風

武居用拙は、父同様に苦学して漢学を学んだ。天保七年、二才のとき江戸に出て、父が学んだ古賀精里の子の古賀侗庵について学んだが、学資が続かず、塩谷岩陰らの援助を得、研鑽を続けた。こうして江戸にいる間、彼は安井息軒、木下犀潭等の漢学者との交遊を得て、学問が大いに進んだ。しかし六年後の天保十三年、親年老い、家貧しきにより故郷木曾へ帰り、善我館の助教となって父の敬齋を助け、後、学頭の職を引き継い

だ。

用拙の学問は、漢詩文だけにこだわらず、実学方面にも目を向けて指導にあたった。

④ 明治維新と善我館の廃館

しかし、明治維新により、幕府や尾張藩が廃されるに及び、明治三年（一八七〇）善我館もその基盤を失い廃館になってし



写1-5 興禅寺にある武居敬齋（左）、用拙の墓（右）

まった。

明治時代の用拙は松本平へ出て、新村や洗馬で小学校の教員を歴任し、明治八年（一八七五）南安曇郡豊科の藤森寿平に招かれて、猶興義塾（武居塾）を開設した。

この塾で学んだ若者に松沢求策がいる。求策は用拙から大きな影響を受けた人物で、松本平の自由民権運動の中心となった。彼を中心に組織された民権政社に「奨匡社」と名づけたのは、用拙である。

用拙はその後、上京し若き日の島崎藤村に漢学を教えている。晩年は木曾に帰り、明治二五年（一八九二）七七才で、波乱に富んだ生涯を終えた。

⑤ 大きな種となって

こうして低い身分ながら、苦学してその地位を得た武居敬齋・用拙父子によって、「菁莪館」は営々として続けられたが、学問所から数えて五十年にして終わりをとげた。

しかし、木曾の地にできた最初の学校は、後の木曾谷の学校教育に大きな種を蒔いた。なぜなら、明治に新しく作られた小学校の最初の教壇に立った人々は、福島の大脇自笑、神坂の島崎正樹（藤村の父）等を除く大部分は、この武居父子の教え子たちだったからである。図1-2は、そのことを示している。

⑥ 教育熱と寺子屋の増加

さらに、この学問所・菁莪館の存在は、木曾の地に教育熱を巻き起こした。

学問所ができた文政三年の寺子屋の数は、郡内では一〇（内、福島に三）ほどであったが、それ以後大幅に増え、開塾時期のはっきりしているものだけでも、明治になるまでにその数は四七あった。

その意味でも、山村氏の作った学問所・菁莪館と武居父子の働きは、木曾谷の教育界に夜明けを告げるものであった。

⑦ 地下にしみとおる清水のごとく

さらに実学の風は、地下にしみとおる清水のごとく木曾の大地に深く根を下ろしていった。そして明治三四年、再び鮮烈な泉となって湧き上がったきたのである。それが郡民の手によるわが国初の山林学校の創設であった。

図1-2 明治6年11月 官立学校設立伺による設立校一覧

学校位置	区	校番	学校名称	生徒数	教員氏名	年令	族籍	教養履歴	備考
馬籠村	二二二 二二三 二二四 二二五 二二六	一四六	馬籠	八四	島崎正樹	四二	平	兄玉正雄ニ漢学(天保一二入門) 平田篤胤ニ皇学算術(嘉永三入門)	
山口村	二二三 二二四 二二五	一四五	山口	四二	原徳左衛門	七二	平		
妻籠村	二二二 二二三	一四四	妻籠	三七	未定				
三留野村	二二二 二二三	一四三	三留野	一四九	三村浅			武居用拙ニ(天保一〇—一〇年間)	
野尻村	二二二 二二三 二二四 二二五	一四二	野尻	七四	吉村式馨	五四		武居敬斎ニ(天保二—八年間)	
須原村	二二二 二二三 二二四	一四一	須原	四四	松井正恕	四二	士	(弘化三—嘉永七)	
長野村	二二二 二二三	一四〇	長野	三五	古瀬仲庵	四四		(文久元—五年間)	
萩原村	二二三	一四〇	萩原	三一	未定				
上松村	二一九 二二〇 二二一 二二二	一三九	上松	一九七	原考榮		平	武居用拙ニ(天保元—五年間)	
岩郷村	二二二 二二三	一三八	岩郷	四五	原益人			武居敬斎ニ漢学算術(天保五—同九)	
福島村	二二四 二二五 二二六 二二七	一三七	文忠	五三二	大脇自笑	六五		松崎棟堂ニ支那学(文政一〇—同一三) 安井息軒ニ漢学算数(万延元—同二)	他ニ助教四人 習字掛三人
三尾村	二二三	一三六		三三	小谷分喜	二五			
黒沢村	二二二 二二三	一三五	黒沢		野口忠紀	四三		武居用拙ニ(一)	
王滝村	二二〇 二二一 二二二	一三四	王滝	三六	土岐正雍	六三			
末川村	二〇八	一三三	末川	七二	向井容所	五三		武居敬斎ニ(安政一〇—天保九)	
西野村	二〇七 二〇八	一三二	西野	六七	手塚安惇			武居用拙ニ(安政二—明治五)	
黒川村	二〇五 二〇六 二〇七	一三一	黒川	四六	下山遊之	六〇		武居敬斎ニ(一)	
上田村	二〇四	一三〇	上田	七八	香山退歩	二二		武居用拙ニ(文久元—明治三)	
原野村	二〇三	一二九	原野	五六	国見政軌	五二		武居敬斎ニ(天保元—同一〇)	
宮越村	二〇二	一二八	宮越	八六	中山高貴	二二	士	武居用拙ニ漢学算術(文久元)	
奈川村	一九八・六九九	一二七	奈川	三五	未定				
敷原村	一九五 一九六 一九七	一二六	敷原	六四	江間勸兵衛	六八		塚田多門ニ漢学算術(天保元—同一三)	
〃	一六四	一六六	勸民	七一	未定				
奈良井村	一六三	一六五	明義	七二	岩垂柳塘	二七		武居敬斎ニ漢学算術(天保七—同一三) 香川景樹ニ国学(嘉永元ヨリ累年) 赤井巖蔵ニ支那学(安政二—文久二) 中井謙斎ニ算術(文久—慶応二)	
賛川村	一六二	一六四	賛川学校	五六	千村万作	四七	平		
学校位置									

【木曾教育】五十号、千原勝美(木曾教育会百年誌)

二、明治政府の教育政策と東京山林学校の創設

明治政府は、富国強兵を国是とし、殖産興業に力を入れた。それは教育政策にも大きく反映され、工業、農業、水産業、商業、商船など、次々とそれにふさわしい学校が創設されていった。

そのような中で林業を学ぶ学校として、松野礪の手によって東京山林学校が創設された。そのことを前述の『林業先人伝』・『明治林業逸史』・『森のきた道』（手束平三郎著）と『駒場農学校等史料』（安藤圓秀編・東京大学出版会）によってみてみよう。

1、松野礪^{はら}の帰国

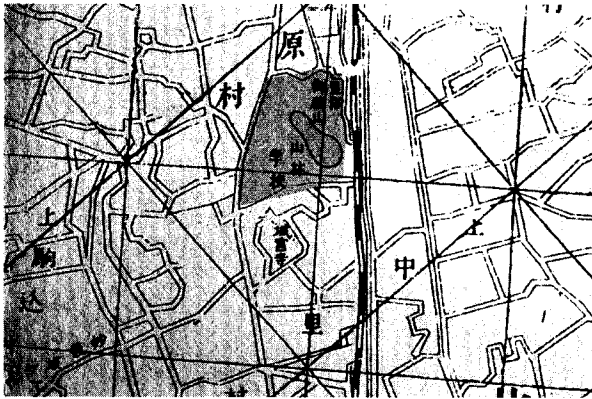
明治八年（一八七五）八月、ドイツ留学から帰国した松野礪は直ちに内務省地理寮に登用され、そこに設けられた木石課で山林の仕事を担当した。これが明治政府の林野行政機関の始まりで、続いて山林課と改称された。松野は、そこで全国官林の地籍、面積及び林況、林種などの調査に当たった。また初めて官行伐木事業を木曾で行い、宮城造営のための用材調達などに尽力した。

林業は植木屋のやること？ 松野の啓蒙活動

また当時東京では、山林や林業に対する知識は皆無に近く、

林業は植木屋のやること、土地に関することは百姓がやることくらいにしか考えられておらず、松野はその啓蒙に努めた。

そのための組織づくりに奔走し、ついに明治十五年一月、関係方面の協力を得て、大日本山林会が作られた。総裁に伏見宮殿下、幹事長に品川彌二郎、さらに武井守正山林局長、松野礪その他が幹事となった。わが国の初の林業社団法人の始まりである。



写1-6 『明治28年改正東京全図』（人文社）より
東京西ヶ原に山林学校の名前が見える。しかし、明治19年には農学校と統合移転していたから、実際にはすでになかった。

樹木試験場を山林学校に

一方、松野は長年の宿願、山林学校の創設に心血を注いだ。

まず明治十一年、東京府北豊島郡滝野川村西ヶ原（現、東京都北区西ヶ原）に、山林局樹木試験場を設立した。

十四年、農商務省の設置にともない、山林局は内務省から同省に移管された。その農商務卿の西郷従道の英断を得て、十五年十二月、ドイツにおける山林学校にならい、松野礒を初代校長に、西ヶ原の樹木試験場に「東京山林学校」が開校した。



写1-7 現在の東京西ヶ原。一部公園になっている

2、東京山林学校の開校

入学資格は十八歳以上、二五歳以下とし、中学校を卒業またはそれと同等の学力のあるものとした。それに対する応募者はおよそ百余名、入学試験合格者は四九人であった。

十二月一日の開校式で、その入学生を前に松野校長は、次のような式辞をのべた。



写1-8 松野礒

（『明治林業逸史』大日本山林会）

夫れ山林の業は、国家経済上の急務たるを以て、進んで改良を企図すと雖も、我邦古来學術の未だ完全ならざるを以て、茲に東京山林学校を設置せられたり。因て之を広告し篤志者の募集に應ずるもの凡そ百余名、然り而して試験合格の者四十九名に及び。其姓名録を具へて謹で之を閣下に呈す。

『駒場農学校等史料』

松野は「それ山林の業は国家経済上の急務」とその使命を述べた。これに対して、西郷農商務卿は「我邦、気象地質最も植物に適応し、山林もまた富国の基礎たるは論を待たず。(中略)今、東京山林学校を設置し以て學術と実業を併せて講ぜしめんとす。」と告示し、その林業教育の方向を示した。

学校の取り扱い事務条項

さらに開校と同時に学校の取り扱い事務条項を定めたが、さらに十六年、次のように改定した。

- 第一、山林の諸學術を講究し及び生徒を教育すること。
- 第二、樹木の培養及び木材の効用を試験すること。
- 第三、内外国の材鑑及び山林用具に関すること。
- 第四、日本樹木誌を編纂すること。
- 第五、樹実の良否を試験し、もしくはこれを取り扱うこと。
- 第六、山林に関する書籍翻訳のこと。

修業年限と教育内容

学科目は次の通りである。

- | | | |
|-------|--------|-------|
| 一、山林科 | 二、動物科 | 三、植物科 |
| 四、鉱物科 | 五、地質科 | 六、化学科 |
| 七、理学科 | 八、数学科 | 九、測量科 |
| 十、画学科 | 十一、法律科 | |

当初、修業年限を三年としたが、十七年に五年に延長し、そ

の中を十級にわけて、さらに次のような課程を定めた。

- 第十級 練兵術、代数学、幾何学、普通植物学、物理学、化学、画学、

実業(平素は本校校内に於いて実習せしめ、尚授業の都合に依り、一時地方森林へ派遣し之を演習せしむ、以下これに倣う)

- 第九級 練兵術、幾何学、普通植物学、普通動物学、金石学、物理学、化学、画学、実業

- 第八級 練兵術、簿記法、物理学、化学、地質学、製図学、三角術、分析化学、森林植物学、森林動物学、実業

- 第七級 練兵術、土性学、測量術、気象学、森林植物学頭微鏡用法、森林動物学、測樹学、森林保護論、造林学、森林利用学、実業

- 第六級 練兵術、測量術、気象学、測樹学、森林保護論、造林学、森林利用学、林価算法、森林土木学、実業

- 第五級 練兵術、林価算法、森林較利学、森林設制学、森林禁樵論、森林法律、理財学、経済学、実業

- 第四級 練兵術、森林較利学、森林設制学、林政学、森林法律、理財学、経済学、実業

- 第三級 実地演習(専ら地方森林に在て学業を実習せしむ、以下之に倣う)

- 第二級 実地演習(同)
 第一級 実地演習(同)

『明治林業逸史』

この課程をみると、東京山林学校での林学・林業の授業が自然科学から人文科学まで、幅広く意欲的に取組まれていることがわかる。さらに実業（実習）、現地での演習に力を入れていることがわかる。こうした実習を重んじる林学・林業教育は次の東京農林学校、帝国大学農科大学にも受け継がれ、さらに松田力熊初代校長によって本校へもたらされた。

ドイツで学んだ教授陣

また担当教員は、当初は、松野校長が教授を兼ねての奮戦であったが、次第に教授陣もそろい始めた。例えば、松野が造林、保護、利用、森林歴史等を担当。ドイツのミュンヘン大学でドクトルの学位を得た、中村弥六（長野県高遠町出身）が帰国して、十六年教授となり、林政、管理、設制、測樹、林価算法、較利等を担当。ターラント高等山林学校に学んだ志賀泰山は、やはり同年、物理、気象学を担当した。

統合そして大学昇格

しかし東京山林学校は、明治十九年七月、駒場農学校と共に廃止され、東京農林学校林学部として再出発した。校舎を駒場としたが、同校は山林学校の学生、教授陣を含めて引き継いだ。したがって第一回の卒業生は、東京農林学校において十三名が

卒業した。

さらに東京山林学校は、二三年、帝国大学の分科大学である農科大学に昇格し、総合大学の一部をなすことになった。昇格間もない二六年、わが木曾山林学校の初代校長松田力熊はこの農科大学を卒業し、後木曾の地にドイツの林学・林業を伝えた。こうしてわが国の林学・林業教育は出発し、その基礎を固めた。そして次には、それを支える林業を専門とした実業学校や農林学校が、本校を筆頭に全国各地に誕生したのである。

●コラム 演習林の春

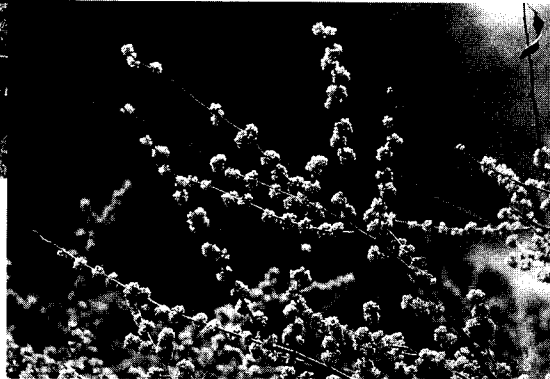
演習林の春は、キブシ、アブラチャンなどの花咲く中、
林業科の総合実習から始まる。



写1-9 キブシの花



写1-10 総合実習へ
城山橋にて



写1-11 アブラチャンの花